

日本赤十字豊田看護大学 公的研究費不正防止計画

令和3年8月

日本赤十字豊田看護大学においては、公的研究費の適正な管理・運営を行うため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日及び平成26年2月18日改正文部科学大臣決定)に添って、次のとおり不正防止計画を策定する。なお、本計画は、公的研究費の不正使用の防止のため当面取り組むべき措置を挙げたものであり、今後、不正を発生させる要因の把握とその検証を進めながら必要な見直しを行うこととする。

なお、不正防止計画については、過去の公的研究費の調達内容・調達先等集計・分析した上で、不正発生要因を把握し、具体的な事項(「だれが」「いつまでに」「何をするのか」)を盛り込む。

●関係者の意識向上			
項目	不正を発生させる要因	これまでの取り組み	不正防止計画
関係者の意識向上	補助金等が公的資金であるという意識が希薄である。	公的研究費が交付された研究代表者及び分担者へコンプライアンス教育を実施し、受講後、関係ルールを厳守する旨の誓約書の提出を義務付けている。本学作成の「科学研究費補助金(学術研究助成基金助成金)事務の手引」を配布し、ルールの理解に努めている。	研究代表者及び分担者の全員が学内説明会に参加できるように、コンプライアンス推進副責任者が、経理課の協力のもと、全員参加できるよう複数回開催し意識向上に努める。(不正者に対する罰則の説明を含む)
責任体系の明確化	公的研究費の責任体系が明確でない。	「日本赤十字豊田看護大学 公的研究費運用・管理規程」を定め(平成27年3月)、学内の責任体系等を明確にし、本学ホームページで公開(平成27年3月より)。	コンプライアンス教育にて学内の責任体系を「研究費の不正防止に関する機関内の責任体制図」により説明し、学外においても本学ホームページで公開。
●適正な運営・管理の基盤となる環境の整備			
項目	不正を発生させる要因	これまでの取り組み	不正防止計画
職務権限の明確化	公的研究費の管理運営体制が不明瞭である。	責任体制として最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及びその責任と権限を定め(「日本赤十字豊田看護大学 公的研究費運用・管理規程」)、ホームページ上においても公開している。	平成27年3月にホームページにて公開。
通報(告発)窓口	学内外から通報(告発)を受ける窓口がない。	通報窓口を総務課に設置している。	コンプライアンス教育にて周知するとともに、学外においても本学ホームページで公開。

項目	不正を発生させる要因	これまでの取り組み	不正防止計画
相談窓口	公的研究費の使用に関する経理処理等通常の事務処理の相談窓口がない。	相談窓口を経理課に設置している。	コンプライアンス教育にて周知するとともに、学外においても本学ホームページで公開。
ルールの明確化・統一化	ルールとその運用の実態が乖離している。研究者及び事務担当者の理解不足による誤った運用	ガイドライン改定により本学で定めた規程をコンプライアンス教育において説明している。事務手続きについては、具体的に理解できるよう「科学研究費助成事業 事務の手引き」を作成し、これを基に教員、職員へ説明を行った。	ガイドライン改定により具体的なルールを定めた「科学研究費助成事業 事務の手引き」により運営していくこととなるが、毎年科研費の使用ルールが変更されるため、その変更に対応できるよう、毎年見直しを行い、適正に使用されるよう改善を図る。
●不正発生要因の把握と不正防止計画の策定・実施			
項目	不正を発生させる要因	これまでの取り組み	不正防止計画
不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定	不正を発生させる要因がどこにどのような形で潜在しているか機関内の状況を把握できていない。 不正防止計画の策定がされていない。	平成27年3月、不正防止計画を策定	上記ルールの明確化・統一化の内容を踏まえ、過去の調達内容及び調達先を調査・分析し、見直しを1年ごとに行う。
不正防止計画の実施	不正防止計画を推進・実施する部署が定められていない。	不正防止計画を推進する部署を設置。 現在、総務課が担当。	コンプライアンス教育にて総務課にて部署を設置していることを説明。
調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化	不正使用が疑われる場合の調査及び不正が発覚した場合の関係規程が整備されていない。	平成27年3月に「日本赤十字豊田看護大学における公的研究費不正に係る調査等に関する取扱規程」を定めた。	研究代表者及び分担者、関係職員から誓約書の提出を求めており、業者についても同様に提出を求める。(不正を行った場合の氏名の公表、処分的な責任の負担等を明記)
予算執行状況の把握	予算執行状況の把握ができていない。 毎年度末に研究計画に則さない集中的な予算執行が行われている。 無理にでも年度内に予算を執行しなければならぬという意識が強い。	研究者が予算執行状況を把握するために、四半期ごとに収支簿を配付している。	予算執行状況を四半期ごとに通知し、執行状況を確認し、第二四半期終了後、進捗状況が特に遅い事業については、10月中旬にコンプライアンス推進責任者から指導を行う。 また、繰越制度等についての周知を図り、研究費残高が生じた場合は研究費の返還を行うこととなるが、返還するにあたりその後の審査や交付で不利益な扱いを受けることはないことを周知している。

●不正防止対策

項目	不正を発生させる要因	これまでの取り組み	不正防止計画
発注及び納品・検収体制	研究者による発注、検収となっている（当事者以外によるチェックが行われていない）。 研究者または事務担当者と業者の癒着。	業者との癒着が生じないよう、発注業務及び納品検収業務は全て経理課職員が行っている。 支出の管理は経理課用度係と経理係がチェックし、支出している。 不正な取引に関与して業者への処分については、「日本赤十字豊田看護大学 公的研究費運営・管理規程」に定めている。	誓約書等について、構成員については、コンプライアンス教育にて説明し、提出を求める。また業者についても、同様に提出を求める。 検収担当者は、納品検査のうえ納品書に検収印を押印し、研究者へ渡すときに受領した証拠として研究者の押印をいただく。
旅費	出張の処理において牽制効果が働いていない。 証拠書類の確認が不十分である。	出張にあたっては、出張申請書を提出し、出張後出張復命書を提出している。 航空機を利用した場合は、航空券購入にかかる領収書または搭乗券の半券を提出するよう義務付けている。	出張申請時における根拠書類等の確認、出張後の復命書と証拠書類の提出内容を総務課にて1か月以内を目処に確認する。 また、内容のわかる書類を添付されていることを確認する。（学会看板前での記念撮影等）
人件費	勤務実態の把握ができていない。	総務課が実施時期、内容、勤務場所等確認後、雇用契約を締結し、出勤管理簿により管理する。 雇用者は一旦総務課まで来ていただき、確認後勤務し、勤務後研究者が確認の上、押印する。 その後、総務課まで来ていただき、勤務が終了したことの報告を受けるよう体制を構築している。	実施時期、内容、勤務場所等について適切かどうか総務課にて確認し、必要に応じて指導、助言を行う。なお、研究者からの直接雇用は認めず、総務課を通じて行うよう徹底する。（アルバイト含む）

●モニタリングの在り方

項目	不正を発生させる要因	これまでの取り組み	不正防止計画
内部監査体制	内部監査体制が整備されていない。	平成27年3月に「日本赤十字豊田看護大学 公的研究費に係る内部監査要綱」及び「監査計画書」を定めた。	毎年8月にガイドライン改正により定められた規程を基に通常監査、特別監査を実施する。 監査終了後、監査内容から不正が発生する要因があるかどうか分析し、リスクアプローチ監査の必要性を検討し、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図るよう努める。
項目	不正を発生させる要因	これまでの取り組み	不正防止計画
問題があった場合の最高管理責任者への報告及び対策体制	報告及び対策を行う体制が整備されていない。	内部監査実施責任者は事務局長が担当している。	報告及び具体的な改善策の検討をコンプライアンス推進責任者も参画するよう努める。